

役員等の報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 明光会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明光会（以下「当法人」という。）の理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、次の通りとする。（別表1参照）

理事会 監事会 評議員会 評議員選任・解任委員会に出席した時
1回 3,000円

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会評議員選任・解任委員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、費用弁償として日当・旅費・宿泊料を支給する。
(日当) 10,000円

(日当)

第4条 役員等が、当法人の役員会以外の会議等に出席又は用務に従事するため出張したときは、費用弁償として日当を支給する。(日当) 10,000円

(旅費等の種類)

第5条 役員等が、当法人の役員会以外の会議に出席又は用務に従事するため出席した時は、費用弁償として次の旅費等を支給する。

- (1) 旅費の費用は、鉄道賃・船賃・航空費・車賃及び宿泊料とする。
- (2) 鉄道賃は、路程に応じ最上級の旅客運賃等により支給する。
- (3) 船賃は、路程に応じ最上級の旅客運賃等により支給する。
- (4) 航空費は、路程に応じ最上級の旅客運賃等により支給する。
- (5) 車賃は、1キロメートル当たりの定額又は自費額により支給する。
- (6) 宿泊料は、出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- (7) その他会議等への参加費

2 理事長又は理事長の命を受け副理事長が、第3条、第4条、第5条1項以外の法人運営に係る業務のため法人本部に登所した場合は、次の旅費を支給する。
(旅費) 3,000円

(宿泊料)

第6条 宿泊費の額は、1夜につき18,000円とする。ただし政令都市については30,000円とする。

2 研修などで宿泊施設が指定されている場合は、その指定されている額をもって宿泊料に変えることができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要なことは、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

別表1 年間役員・評議員・評議員選任・解任委員 報酬額

		人員	報酬	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	合計
1	評議員	10	3,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	180,000
2	理事	9	3,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	135,000
3	監事	2	3,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
4	評議員選任 解任委員	5	3,000	15,000		15,000		15,000	45,000
	小計			78,000	63,000	78,000	63,000	78,000	390,000